家庭系廃食用油のリサイクル

家庭系廃食用油の資源循環に関する連携協定を締結します

ターゲット 12.5

2026 年 11 月 17 日
環境部ごみ減量推進課
課長　伊東　洋祐
TEL：924－2188

SDG s　ターゲット 12.5　「廃棄物発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

郡山市は、株式会社吉川油脂様およびＥＮＥＯＳ株式会社様とともに、家庭系廃食用油の未活用資源を有効活用するための連携協定締結式を開催いたします。

1 日　時　　11 月 26 日(木)　午前 11 時

2 会　場　　市役所庁議室（本庁舎２階）

3 出席者　　株式会社吉川油脂
（順不同）　　代表取締役　吉川　千福　様
ＥＮＥＯＳ株式会社
ＳＡＦ事業部　部長　小林　学　様
郡山市長

4 協定の内容
市内で廃棄されている家庭系廃食用油を有効活用するため、資源循環型モデルの構築に関する連携協定を締結します。

5 事業の概要
郡山市の公共施設を回収拠点とし、株式会社吉川油脂様の回収ネットワークとＥＮＥＯＳ株式会社様のバイオ燃料製造設備を活用した資源循環型モデルの構築を共同で推進し、持続可能な社会の実現を目指します。
・回収開始予定：１月下旬
・回収拠点：７か所（市役所本庁舎・西庁舎・富田行政センター・安積行政センター・富久山行政センター・富久山クリーンセンター・河内クリーンセンター）

＜廃食用油のリサイクルについて＞
近年、環境省が積極的に推進している廃食用油の適正な回収と資源化は、ますます重要となっています。
使用済みの家庭系廃食用油を回収し、精製・再資源化することで、新たな原料油への依存を軽減し、資源の有効活用、環境負荷の低減、さらにはごみの減量にも寄与します。
また、再生された廃食用油は、ＳＡＦ（持続可能な航空燃料）やバイオ燃料、エコアスファルトなどに活用されます。